

令和7年度八王子市調整給付金(不足額給付)申請書

この
八王
使用

記入例

調整給
した推

不足する額を支給するものです。

書は

を基に
に対し、

この記入例は提出用紙ではありません。

ご申請いただいた内容を審査の結果、支給対象と思われる方には確認書を送付しますのでご確認ください。

また、支給対象外となった方には不支給決定通知書を送付します。

※所得税法上の非居住者並びに令和5年中所得に係る合計所得金額及び令和6年中所得に係る合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

提出期限 令和7年10月31日(消印有効) までに、この申請書を提出してください。

☒ 不足額給付Ⅰの支給要件を満たすため申請します。

下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額調整給付金(不足額給付)は支給されません。

※令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割がいずれも0円の方は支給対象外です。

不足額給付Ⅰの申請をされる方は、
チェック欄(□)に"✓"を入れてください。

【支給要件】

①+②(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)-③>0となる納税義務者

① 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数※¹-令和6年分所得税額)

※¹ 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

② 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数※²-令和6年度個人住民税所得割額)

※² 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

③ 調整給付金(当初給付)の額

☒ 不足額給付Ⅱの支給要件を満たすため申請します。

下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。調整給付金(不足額給付)は支給されません。※令和6年1月1日時点で

不足額給付Ⅱの申請をされる方は、
チェック欄(□)に"✓"を入れてください。

【支給要件】

○ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割がいずれも0円のため、定額減税及び調整給付金(当初給付)の支給対象とならず、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった方のうち以下のいずれかの条件を満たす方

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
- ・ 青色事業専従者又は事業専従者(白色)

○ 上記の要件には該当しないが、不足額給付Ⅱの支給対象となることについて、事前に八王子市に確認している方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ・ 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に依頼する場合があります。
- ・ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ・ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ・ 提出された書類は、調整給付金(不足額給付)の支給額算定に必要となるため、本市住民税課に提供する場合があります。そのことにより税額の変更等が生じることもありますので、ご了承ください。

申請される方は、全員必要となります。
チェック欄(□)に"✓"を入れてください。

裏面も必ずご確認ください

■代理人が申請を行う場合(代理人の本人確認書類と納税義務者の本人確認書類の写しを添付)

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	納税義務者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	(フリガナ)		大正・昭和・平成	〒
	年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付)の申請書の提出を委任します。			納税義務者氏名	印
			※署名に代えて記名押印することができます。	

※代理で申請ができる方(納税義務者との関係)

・同一世帯の世帯構成員 ・別世帯親族

・法定代理人 ・親族者 ・未成年後見人 ・成年後見人 ・代理権付与の

成年後見人の方は必ず確認をお願いします。

代理人の方が確認される場合は、納税義務者氏名の記入をお願いします。

※ 別世帯親族……………納税義務者との関係が分かる戸籍謄本の写し(発行日から6か月以内のものに限る)

※ 成年後見人の場合…登記事項証明書の写し(発行日から6か月以内のものに限る) 審判書、審判の確定証明書は不可

(注)登記事項証明書の原本や戸籍謄本の原本は添付しないようにお願いします。必ずコピーを添付してください。

返信用封筒を添付していただいても返送できませんので注意をお願いします。

【提出書類】

☒ 調整給付金(不足額給付) 申請書 ※申請種別、誓約・同意、氏名、生

申請される方は、全員必要となります。提出書類のチェック欄(口)に "✓" を入れてください。

☒ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー) ※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写し(コピー)を返信用封筒に同封してください。

不足額給付Ⅰ

☒ 令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー) ※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除

令和6年中の収入が0円の場合、資料の提出は不要です。

不足額給付Ⅰの申請をされる方は、必要となる提出書類のチェック欄(口)に "✓" を入れてください。

令和6年中に八王子市に転入された方のみご用意ください。

「調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書、入金記録が確認できる通帳の写し(コピー)など」

☒ ※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

↓
「令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 課税・非課税証明書 などの写し(コピー)」

不足額給付Ⅱ

☒ 令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー) ※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☒ 事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色申告決算書(収支内訳書)の写し(コピー)等 ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

不足額給付Ⅱの申請をされる方は、必要となる提出書類のチェック欄(口)に "✓" を入れてください。

「令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)」

☒ ※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

「住民票の写し」

「世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)」

↓
これら3つの書類は、令和6年中に八王子市に転入された方のみご用意ください

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか(誓約・同意事項は、令和6年度分控除不足額等がわかる資料と一緒に提出してください)

不備等があった場合は、電話連絡をすることがありますので、必ず記入をお願いします。

必ず納税義務者の方が署名してください。

記入日	令和7年 月 日	生年月日	電話番号
フリガナ		大・昭・平・令	必ず記入してください
納税義務者氏名		年 月 日	()
現住所			
〒	区 町		
	市 村		